

赤磐市防犯灯LED照明導入業務仕様書

1 業務名

赤磐市防犯灯LED照明導入業務

2 業務の目的

本業務は、赤磐市内に設置されている赤磐市（以下「本市」という。）が管理する防犯灯のうち、水俣条約に伴い生産終了となった水銀灯について、長寿命・低消費電力の特徴を持つLED照明に切り替え、導入費用などをリース契約として支払うことにより、以下の目的の達成を図るものである。

- (1) 安全・安心なまちづくり
- (2) 環境に配慮した低炭素社会への寄与
- (3) 消費電力の削減による将来的な財政的負担の軽減
- (4) 初期投資の抑制及び費用負担の平準化

3 業務期間

LED照明導入業務は、契約締結の日から7年以上の長期継続契約とし、令和14年3月31日を上限とする。

ただし、現地調査期間は3か月以内、現地調査期間と設置期間合わせて5か月以内で行うこと。

4 所有権移転

賃貸借期間が終了し、本市が賃貸借料を完済したときに、当該リース物件の所有権を本市に無償譲渡すること。

5 対象基数

- (1) LED照明導入業務にかかる調査対象基数

約330基

- (2) 現地調査期間は3か月以内とする。

ただし、調査結果により対象基数に変動が生じた場合は、本市と協議を行った上、決定するものとする。

6 業務内容

本業務の実施に当たって、実施体制を整備し、業務内容の詳細等について本市に報告・協議・提案を行いながら進めること。

- (1) 現地調査

本市が保有する管理システムのデータや台帳、中国電力株式会社の契約情報等をもとに、防犯灯の設置場所、照明種別、ワット数、電柱番号、管理番号、PCBを使用した安定器の有無、その他必要な事項について現地調査を行うとともに、現地の設置状況が判る写真を撮影し、整理を行うこと。

- (2) 調査結果の報告

LED照明導入着手に向けて、上記調査結果について報告書として取りまとめること。

- (3) 実施方法

調査結果に基づき、別紙2「LED照明仕様書」の要件を満たす灯具への機器更新を、リース方式により実施すること。

(4) 作業実施仕様

- ① 機器更新にあたり、作業内容が法令等に定める有資格者でなければならない場合においては、当該作業に必要な者により実施すること。
- ② 関係法令等を遵守しつつ、LED照明導入にかかる施工・施工管理を行うこと。
- ③ 機器更新の作業前において、計画書（施工体制・施工計画）を作成し、本市と調整を行うこと。

(5) 業務範囲

- ① 調査結果に基づくLED照明器具の選定
現状の明るさを維持することを基本として選定を行うが、設置場所周辺施設の状況、防犯上の観点等を踏まえ、必要な明るさを設置すること。
- ② LED照明導入に関する計画、作業、作業管理及びその関係業務
計画上の基本事項を整理し、検討を行うこと。また、LED照明器具への機器更新は、既存の照明器具を取り外し設置するとともに、設置工事時間、交通規制等の安全対策については、関係機関との協議により行うこと。
- ③ 管理プレートの設置
取替作業が完了した防犯灯については、現地において本市指定の管理番号シールを設置すること。
- ④ 撤去した灯具等の処分
取り外した照明器具等は、関係法令に基づき、適切に処分すること。
- ⑤ 削減される電気料金及びCO₂排出量データの作成
LED照明を導入した効果について、経済面、環境面等の観点から精査、算出すること。
- ⑥ 中国電力株式会社への申請手続き等
取替作業が完了した防犯灯については、中国電力株式会社へ契約変更手続きを順次行うこと。また、無契約と判明した対象についても順次契約手続きを行うこと。
- ⑦ 賃貸借期間中の保証対応
保守及び保証期間は10年以内とする。また、円滑な維持管理体制を構築し、故障等発生時の連絡体制を確保すること。
照明器具本体が原因の動作不良・故障については、現地確認の上、無償で灯具の交換を行うものとするが、賃貸借期間中は本市とリース会社双方が同じ内容で管理を行う必要があるため、具体的な保守範囲・管理手法については本市と協議の上、遂行するものとする。
- ⑧ 動産総合保険
リース会社は、LED照明について、自己負担で動産総合保険（新価特約）に加入すること。

7 成果品等

本業務実績報告書 2部

本業務実績報告書及び本業務で作成した資料 1式

8 その他特記事項

- (1) 取替工事及び保守作業の実施にあたっては、岡山県内の業者を使用すること。
- (2) 業務や打ち合わせごとに報告書を作成し、本市の確認を受けること。
- (3) 近隣住民や交通に十分配慮の上、作業を実施すること。
- (4) 本事業の実施中に発生した事故・苦情については、受注者の責任において適切に処理

すること。

- (5) 本業務の実施にあたり、身分証明書を携帯して業務にあたること。
- (6) 半導体不足の影響により、納期までの納入及び工事完了が困難となった場合は、本市と協議のうえ賃貸借契約開始期間を定めるものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議の上、業務を遂行すること。